

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

下関市

2. 構造改革特別区域の名称

ホテルといで湯の里どぶろく特区

3. 構造改革特別区域の範囲

下関市の区域の一部（豊田町）

4. 構造改革特別区域の特性

1) 区域の概要

(ア) 自然条件

本区域は、山口県西部の内陸部に位置し、周囲を標高 600m 程度の山に囲まれた盆地となっており、区域の中心部をほぼ南北に山陽、山陰を分ける分水嶺が走る。このため、当区域内に瀬戸内海に注ぐ木屋川と、反対の日本海に注ぐ粟野川の 2 水系があり、この流域に沿って集落が散在し、いずれも比較的肥沃な耕地が広がっている。木屋川はゲンジボタル発生地として国の天然記念物に指定されている。

本区域の総面積は 163.47k m²で、うち約 80%を林野面積が占めており、山に囲まれた盆地であるため昼夜の気温の差が大きく、冬は寒く夏は比較的暑い。降雨量は年間平均 2,000mm 前後で、5 月、6 月の降水量が多い反面、7 月は少ないため、度々農作物が干害を受けることがあり、地域的に、生活、営農用水などが不足することが多い。

(イ) 歴史的条件

本区域には、多数の弥生時代の土器、石器、住居跡が出土しており、木屋川、粟野川流域においては、弥生時代から人が住み、生活していたことが知られる。律令時代においては、すでに班田収授を施行した条里制の遺構をとどめるなど、農耕文化が早くから進展していたことがしのばれる。平安中期には、藤原氏を祖とする豊田氏が、豊田の地名を名乗り、長くこの地を支配した。

江戸期に入ると、本地域は萩の本藩及び長府藩の支配下となり、萩本藩は 14 区、長府支藩は 17 区に分けられたが、明治 12 年、行政区画の再編成により、1 町 29 ヶ村に、さらにこれを 8 戸長管掌区域に再編成された。明治 22 年、町村制の発布により、これを 4 カ町村に統合した。

昭和 28 年の町村合併促進法の施行により、県下の町村に先がけ、昭和 29 年 10 月 1 日、殿居村、豊田中村、西市町及び豊田下村の 1 町 3 村が合併、豊田町として発足し、平成 17 年 2 月 13 日、下関市と豊浦郡 4 町（豊浦町、豊北町、

豊田町、菊川町)が合併し下関市となる。

(ウ) 社会的、経済的諸条件

従来、農林業を主体とした第一次産業が本区域の基幹産業となっており、位置的には、旧下関市、長門市、美祢市の中間地で、古くから東西南北を結ぶ水陸交通の要衝であり、この地方における物資の集散や人の往来も頻繁で、しかも穀倉地帯ということから、山間の奥地にありながら発達し、山口県西部山間地帯における行政機能、経済機能の中心ともなった。

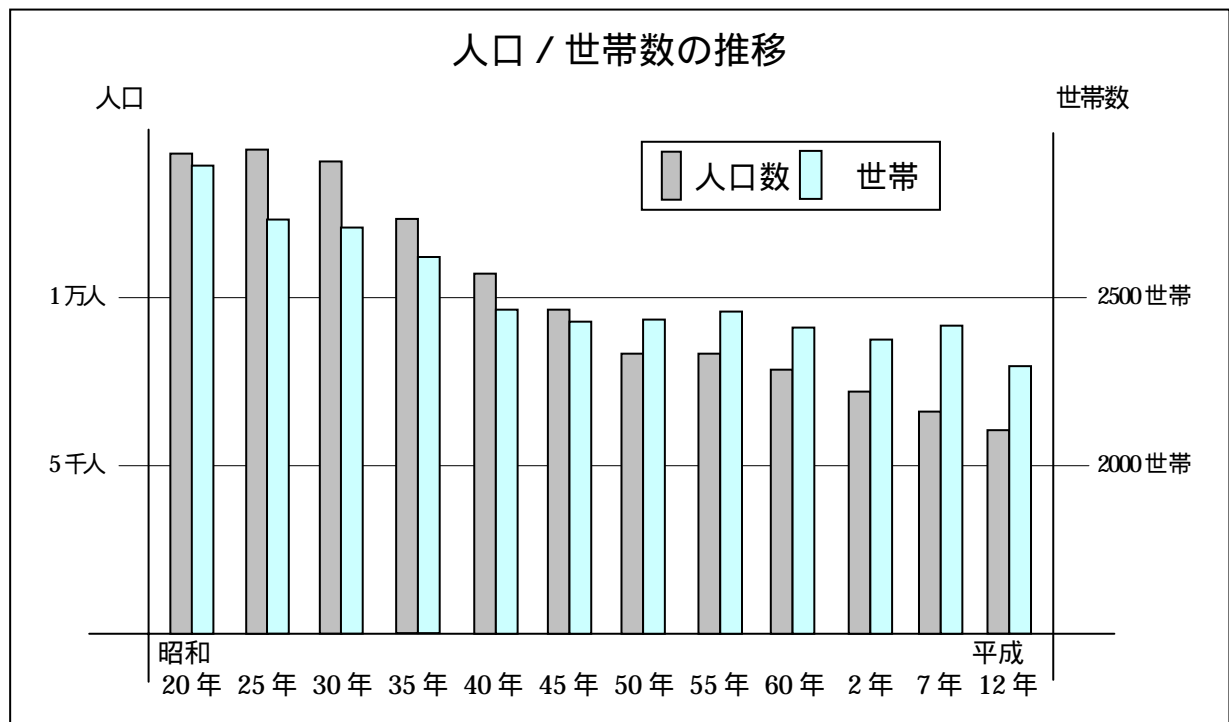
また、本区域の中心地より旧下関市の市街地までは約 45 分、宇部市までは 1 時間程で結ばれており、これら都市への農林産物の出荷、通勤などの社会的、経済的なつながりが大きい。

(エ) 人口等の動向

昭和 35 年から 40 年代にかけての人口の流出は著しく、50 年代には一時的に歯止めがかかったように見えたが、現在も 4%前後で減少を続けている。

これは、15 歳から 24 歳までの流出が中心で就学のためのものが大半であり、卒業後の就職先も少なく、流出先での就職を余儀なくされている。

長期間にわたる若年層及び青年層を中心とした流出は、出生率の低下を引き起こし、若年齢層の占める割合は大きく減少している。また、核家族化が進み、一人暮らしの高齢者世帯、高齢者のみの世帯の占める割合が高くなり、基幹産業である農林業の衰退、購買力の低下による商業の衰退と、様々な問題を引き起こしている。



また、高齢化の状況については、平成7年には1,958人（高齢化率26.6%）であったが、平成12年は、2,120人（高齢化率30.8%）、平成17年12月31日現在の住民基本台帳では、2,166人（高齢者化率32.3%）と人数、率ともに上昇しており、すでに「3人に1人が高齢者」という時代に突入している。

(オ) 産業の動向

本区域の産業構造を就業人口比率で見ると、第三次産業が、49.6%と約半数を占めており、次いで第二次産業27.7%、第一次産業22.7%と、第一次産業が大幅な減少傾向を示しているが、県全体と比較すると、第一次産業の比率は比較的高い。

昭和50年までは第一次産業がもっとも多かったが、昭和55年には30.9%と大幅減となり、平成7年においては平成2年と比較して、19.6%と第一次産業がもっとも低い産業構造となったが、依然として農業を中心とした第一次産業が本区域の基幹産業となっている。

しかしながら、第一次産業における経営形態は、専業農家16.8%、第一種兼業農家13.0%、第二種兼業農家70.2%と、農業を従とした兼業農家が7割と増加しており、今後も兼業農家が増加するものと思われる。

第二次産業については、昭和47年からの企業誘致により増加したものの、不況の煽りを受け、一部の企業が撤退し減少したが、工業団地の整備により再度増加傾向に転じた。

第三次産業については、就業人口は横這いであるが、近隣都市への購買力の流出が目立っている中、区域民の多様化・高度化する消費者のニーズに応え、区域内での消費を促進するとともに、区域外からの買い物客を引きつける商業集積ゾーンの整備により、今後、増加に転ずることが期待される。

2) 区域の経済社会発展の課題と方策

(ア) 都市との交流・連携の促進

本区域においては、依然として人口の流出が続いている中、交流人口の拡大は重要な課題であり、交通体系の整備や公共交通機関の再編など、広域的な対応が必要となっている。

このため、広域農道の整備促進やバス路線の存続、広域的観光ルートの整備など、近隣市町との連携のもと対処していく必要がある。本区域においても、点在する観光拠点や地域資源のネットワーク化が必要であり、交流拠点として、特産品販売所「道の駅「蛸街道西ノ市」」や、自然体験施設「豊田湖畔公園」の整備、農業を核とした「下関市豊田農業公園」の整備、昔ながらの風景を後世に残すための「田園空間博物館整備事業」、ホテルの里「ホテルミュージアム」の整備など、都市部にはない独自の施設の整備を推進し、魅力あるまちづくりをすすめる。

とくに、「下関市豊田農業公園」では、農業・アグリビジネスに関する人材育成の場とし、新しい6次産業型のアグリビジネスの振興を図り、特産品開発や販路の拡大による経済的自立促進を図るとともに、地元婦人グループによる郷土食の提供や、研究・研修施設の整備、多彩な交流イベントの開催などにより、都市

と農村の交流、都市的文化と地域文化の交流を促進する。

また、地域の最新の情報を提供するため、ホームページの開設や、特産品のネット販売を行い、生産者の顔が見え安心感のある特産品販売や、情報提供、顧客管理を行うことにより、訪れてみたくなるまちづくりを推進する。

(イ)「ホタル」を中心テーマとした個性を生かした地域づくりの推進

本区域は、豊かな自然環境に恵まれ、美しい山々に囲まれた豊富な水資源に加え、ホタルなど多くの生物資源や、観光・文化資源を有している。

中でも、日本一のホタルの里として、ホタルを活用したまちづくりを積極的に展開し、ホタル舟の運航やホタル祭りの開催により、多くの観光客を誘致しているが、開催期間が限られており、年間を通じてホタルの里をアピールするため、ホタルの常設展示、ホタルの生態・発光に関する研究が可能な「ホタルミュージアム」の整備を推進する。また、ホタル情報員制度やホタル飼育委員会を設置することで、自然の大切さ偉大さを、子供の頃から体験することにより、環境保護の意識の高揚を図り、自然と調和したまちづくりを積極的に推進する。

体験型施設の「豊田湖畔公園」は、春から秋にかけて、キャンプ客や宿泊客が多く、地区住民の結成する振興会の後援もあり、順調に実績を上げているが、冬場の利用客が少ないのが現状であり、交流イベントの開催や、地域資源である豊田湖を利用したイベントの開催など、充実した活動の推進を図る。

(ウ) 高齢化社会先進地域づくりの推進

過疎化の進む農村地域にあっては、高齢化が下関市の他の地域よりもはるかに早いスピードで進行している。

当区域において、高齢者は貴重な人材であり、長年培ってきた知識や経験、技能等の能力を十分発揮できる就業の機会の確保や、地域づくり活動やボランティア活動などに、積極的に参加できる基盤の整備を推進する。

5. 構造改革特別区域計画の意義

当区域は、豊田県立自然公園、観光農業としてのなし狩り、温泉、天然記念物「木屋川ゲンジボタル」など、数多くの観光資源に恵まれている。また、近郊都市から車で1時間内外の距離にあり、レクリエーションの場として条件的にも有利であるが、近年本区域を訪れる観光客は、依然として横ばい傾向にある。これに対応するため、近年当区域内にある下関豊田湖畔公園や農業公園「みのりの丘」に、自然体験や農業体験のできる滞在型の宿泊施設や遊休農地を利用した市民農園を開設して、グリーンツーリズムに即応した都市住民が滞在して余暇を楽しむための条件整備を進めている。

こうした中、山口県では農林漁家民宿の取組みの円滑化を図るため、旅館業法及び食品衛生法に基づき県が定める施設基準等の許可要件を緩和した「山口県型小規模農林漁家民宿」の認定制度を設けた。これにより、早速当区域に山口県第1号認定の農家民宿が誕生し、都市と農山村の交流に積極的に関わって

いきたい気運と、引き続き同一地域内には農家民宿認可申請の動きもあることから、農業者のグリーンツーリズムへの関心の高いことをうかがわせる。さらに、当区域では平成 15 年度より清酒の原料となる山口県農業試験場育成系統品種「山口酒 1 号」の栽培実証に取り組んでおり、当初農家 1 戸 40 a で始めた栽培も平成 17 年度には農家数 10 戸で 668 a にも伸びており、清酒「西都の雫」として品種登録して産地化を目指している。

こうした農家民宿の規制緩和へのすばやい反応や意欲的に酒米作りに取り組む当区域の農業者には、濁酒特区は不可欠なものである。今後、当該特区の認定により農家民宿や農家レストランが拡充されれば、都市と農村の交流促進に拍車がかかり、観光客の増加と地産地消・地場産品の消費拡大による地域産業の振興が図られ、活力ある地域づくりが推進される。

6 . 構造改革特別区域計画の目標

本区域では、温泉、食べ物、特産品、ホテル、美しい農村景観、文化財など観光資源を整備し、さらに魅力ある観光地となるよう接客サービスなど受け入れ体制も充実させ、都市住民が滞在して余暇活動を楽しむための条件整備を推進している。特に農業公園では、滞在型宿泊施設の整備により、都市生活者が田舎において連泊や毎週末に滞在するといった行動パターンを定着させ、施設に付帯する体験農園や遊休農地を活用した市民農園で自由に作物栽培を楽しむ。グリーンツーリズムに関心のある交流者・リピーターに対して、多彩で魅力的な体験農業を展開していく。

下関市では、施設整備により滞在型・体験型田園リゾートの基盤づくりを進めているが、さらに都市と農村の交流を促進するために、民間活力による農家民宿や農家レストラン等を積極的に推進し、人と人とがふれあう中で、田舎の良さを知ってもらうことを計画する。特に農家民宿では、交流者に都会では味わえない生活・農業の実体験に加え、顔の見える環境で安全・安心そして新鮮な食を提供する。一方農業者は、地産地消の理念に基づき自ら作った米や農産物をそれぞれ濁酒、田舎料理に加工し提供することで、食文化を伝え、つくる生き甲斐を得る。これは、農業に関する経験と知識をもつ高齢者や女性農業者にとって新たな就業の場となり、地域農業の活性化と農産物の消費拡大にも繋がって、農業の振興が図られる。

7 . 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、都市と農村の交流が拡大し、交流人口の増加、観光客の増加が期待され、地域の観光収入の増大が見込まれる。

観光客の増加と地産地消の取組みにより、地元で生産される農林産物の消費拡大が図られ、地場産業の活性化が推進される。さらに農家民宿等で自家栽培した米を濁酒にすることにより、米の消費拡大が図られるとともに、米の付加価値が高まり農家の副収入としての定着が見込まれる。

表1 経済的社会的効果の指標

新規起業

自家製による酒類製造業の起業が期待される

	現在	19年度目標	22年度目標
自家製による濁酒製造件数	0件	1件	5件

観光客の増加

農業体験交流事業の実施により観光客の増加が見込まれる

	16年度実績	19年度目標	22年度目標
観光客数	575千人	581千人	586千人

農業所得の増加

酒米栽培の定着と酒米販売による農業所得の増加

	16年度実績	19年度目標	22年度目標
酒米の栽培	45.0 a	700.0 a	1000.0 a
農業所得の増加	84千円	1,680千円	2,400千円

8. 特定事業の名称

707：特定農業者による濁酒の製造事業

9. 構造改革特別区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業、その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

「山口県型小規模農林漁家民宿」の認定制度

農林漁家民宿の取組みの円滑化を図るため、旅館業法及び食品衛生法に基づき県が定める施設基準等の許可要件を緩和した。

「下関市豊田農業公園」整備事業

平成6年に策定された「旧豊田町フルーツロード構想」の中心ゾーン「滞在型農業体験エリア」の拠点施設整備事業。「下関市豊田農業公園」事業はフルーツロード構想の中心的役割だけでなく、農業の6次産業化を推進するうえで、中核拠点の役割を担うものであり、その意味では本区域の農業振興施策のすべてを牽引する最重要プロジェクトである。

「下関市田園空間博物館」整備事業

本区域の優れた農村景観や伝統文化などを保存して地域全体をひとつの博物館に見立てたもので、行政と地域住民が一体となって地域振興に結びつけていく

という理念をもった新しいタイプの事業。「下関市豊田農業公園」整備地区にコア施設（総合案内所）を設け、地域に点在する展示施設（サテライトミュージアム、30カ所）をフットパス（田園散策道）で結ぶもの。

遊休農地活用土地活用条件整備

市民農園を開設することにより遊休農地のモデル的活用を行い、これを次第に増やし、農地の不作付け解消を目指しながら都市と農村の交流を図る。

新市空き家情報提供事業

空き家所有者、管理者から収集した空き家情報を提供することにより、人口の定住促進地域活性化を図り、都市と農村の交流を推進する。

別紙（特定事業番号 707）

1. 特定事業の名称

特定農業者による濁酒の製造事業

2. 当該規制の特例措置の特例を受けようとする者

特区内で、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、料理飲食店など）を併せ営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造・提供しようとする者

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記 2 に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業行われる区域

下関市の一部（豊田町）

(3) 事業の実施期間

上記 2 に記載する者で、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や施設などの詳細

特例適用により特定農業者が酒類の製造免許を取得し、自ら生産した米等を原材料とした濁酒を製造することが可能となり、手作りの濁酒とふるさとの料理を提供して、交流人口の増加により地域の活性化が図られる。

5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿等を併せ営む農業者が自ら生産した米を原材料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、地域農産物に付加価値をつけるとともに地産地消の啓発推進にもなり、農業の振興が図られる。

なお、濁酒の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告、酒税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要がある。